

「福島空港における消防警備業務」に係る 業務受託の意向について

令和7年2月14日
福島県福島空港事務所

標記のことについて、令和7年度の本業務発注にあたり下記のとおり業務受託の意向を確認したいので、受託を希望する方は、意向調査表を提出してください。

記

1 意向確認期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月25日（火）まで

2 業務概要

(1) 消防業務

ア 業務時間 午前7時30分から午後9時00分まで

イ 配置人員 4－(2)のとおり

ウ 業務内容

(ア) 出動警戒

定期・不定期の航空機の離発着時における出動警戒

(イ) 緊急時の措置

航空機等の事故発生時の消火・救難活動

(ウ) 貯水槽の点検

(エ) 消防車及び給水車の点検・整備

(オ) 救難機材及び医療資器材の点検・整備

(カ) 医療搬送車の点検・整備及び緊急時の出動・救難活動の確認・準備

(キ) 訓練

a 消火(放水)訓練

b 走行訓練

c 救命・救出訓練

d 図上訓練

e その他の訓練

(ク) 福島空港事務所長が指示した警備

(ケ) 福島空港事務所長が特に必要と認め指示した事項

(2) 警備業務

ア 業務時間

- (ア) 日中 午前8時00分から午後8時15分まで
- (イ) 夜間 午後8時00分から翌日の午前8時15分まで
- イ 配置人員 4-(3)のとおり
- ウ 業務内容
 - (ア) 巡回警備
 - a 立入制限区域内の違反の有無及び許可表示の有無の確認
 - b 空港内県有施設の巡視
 - c 不審者及び禁止行為を行った者の排除
 - d 火災及び犯罪等の予防
 - (イ) 緊急事態発生時の措置
 - 施設の異常、災害、事故、犯罪等が発生した場合の関係機関への連絡及び対応
 - (ウ) 空港入口及び制限区域の門扉の開閉
 - (エ) 冬季間における滑走路、誘導路及びエプロンの積雪・氷結の観測及び福島空港事務所職員への連絡
 - (オ) その他、福島空港事務所長が特に必要と認め指示した事項
- (3) 警備業務（機械警備）
 - ア 業務時間 午後10時00分から翌朝5時30分まで
 - イ 警備対象物件 福島空港駐車場
 - ウ 警備方法 機械センサーによる警備システム
 - エ 警備システムの仕様（各機関の役割等）
 - (ア) 警備装置
 - 警備対象で発生した異常事態を監視センター等警報受信機関へ自動的に通報する。
 - (イ) 監視センター等
 - 警備装置を常時監視し、警報受信の際は機動隊等に連絡し現場への出動等を行う。
 - (ウ) 機動隊
 - 監視センター等から連絡があった場合には、速やかに警報発信現場に向かい、状況の確認、障害の除去、復旧確認等を行う。
 - (エ) 警報受信時の対応
 - 監視センター等からの指示を受け、夜間警備員又は機動隊員が対応する。
- オ 業務内容
 - (ア) 警備対象物件への不法侵入等異常事態の感知、把握
 - (イ) 異常事態認知時の関係機関への連絡・通報

(ウ)異常事態発生の原因の把握、障害の除去、復旧確認等警備実施状況の報告

(エ)その他 福島空港事務所長が特に必要と認めた事項

3 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 受託の条件

- (1)消防業務、警備業務及び航空法等関係法令を熟知していること。
- (2)消防業務は6名を常駐させること。なお、常駐者のうち5名以上が都道府県公安委員会交付の大型自動車運転免許所持者を配置すること。常駐者のうち2名以上が空港消防従事経験3年以上の者を配置すること。乙種4類の危険物取扱が可能な資格者1名以上を配置すること。
- (3)警備業務は、日中・夜間とも、施設警備業務1級検定合格警備員1名と施設警備業務1級又は2級検定合格者の計2名を配置すること。
- (4)配置警備員は警備業務を主とするが、緊急時及び訓練時は消防業務にあたること。
- (5)次の設備等を設置又は配備すること。
 - ア 機械警備用の機械センサー等警備用機材
 - イ 巡回警備用のパトロール車(普通車)1台
- (6)過去5年以内に、空港において同種の契約(消防業務及び警備業務)を同時に締結し適切に履行した実績があること。

5 調査表の提出方法及び提出期限

添付の『「福島空港における消防警備業務委託」に係る意向調査表』を郵送または持参により、令和7年2月25日(火)午後5時まで(必着)に提出して下さい。

6 提出先及び問い合わせ先

〒963-6304 石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21番地

福島県福島空港事務所 総務課

電話：0247-57-1111

FAX：0247-57-1257

電子メール：fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp

7 その他

- (1)提出された意向調査表に関するヒアリングを実施する場合があります。
 - (2)本意向調査表は福島空港の消防警備業務委託発注の基礎資料とします。
- 8 令和6年度福島空港消防警備業務委託の実績(当初)について(参考)
業務委託料 155,364,000円(消費税相当額含む)

(別紙)

「福島空港における消防警備業務委託」に係る意向調査表

令和 年 月 日

I 法人等の概要	
1	名称
2	住所
3	代表者職・氏名 ㊟
4	担当者名及び連絡先 TEL

II 受注体制	
1	大型自動車運転免許証所持者数 人
	(うち、当業務に配置できる人数) (人)
2	空港消防従事経験3年以上の者 人
	(うち、当業務に配置できる人数) (人)
3	乙種4類の危険物が取扱可能な有資格者 人
	(うち、当業務に配置できる人数) (人)
4	施設警備業務検定合格警備員数 1級 人 2級 人
	(うち、当業務に配置できる人数) (1級 人) (2級 人)
5	機械警備用の機械センサー等警備用 機材及び巡回警備用のパトロール車 (普通車) 1台の設置及び配備 可 否
	(どちらかに○)

III 実績 (過去5年以内に、空港において同種の契約(消防業務及び警備業務)を同時に締結し適切に履行した実績があること。)	
1	空港消防警備実績 有 無
	(どちらかに○)
「有」の場合、実績を証明する書類(契約書等)を添付すること。	

福島空港消防業務委託仕様書(案)

- 1 受託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 2 業務時間 午前7時30分から午後9時00分まで
- 3 人 員 6名常駐(常駐者のうち5名以上が都道府県公安委員会交付の大型自動車運転免許所持者を配置。常駐者のうち2名以上が空港消防従事経験3年以上の者を配置。乙種4類の危険物取扱が可能な資格者1名以上を配置。)
- 4 業務内容
 - (1) 出動警戒

定期・不定期の航空機の離発着時における出動警戒	毎日離発着の都度 (ただし、回転翼機の誘導、路上での訓練を除く)
-------------------------	-------------------------------------
 - (2) 緊急時の措置

航空機等の事故発生の場合の消火・救難活動	随 時
----------------------	-----
 - (3) 貯水槽の点検 毎 日
 - (4) 消防車・給水車の点検・整備 毎 日
(消防車の出水確認含む)
 - (5) 救難機材及び医療資器材の点検・整備 月 2 回
 - (6) 医療搬送車の点検・整備及び緊急時の出動・救難活動の確認・準備
土・日曜日、祝祭日及び休日
 - (7) 訓 練
 - ア 消火(放水)訓練
 - (a) 水のみ使用 週 1 回
 - (b) 消火薬剤使用 福島空港事務所長が指示したとき
 - イ 走行訓練
 - (a) 空港内 週 1 回
 - (b) 空港外 福島空港事務所長が指示したとき
 - ウ 救命・救出訓練 随 時
 - エ 図上訓練 随 時
 - オ その他の訓練 福島空港事務所長が必要と認めたとき
 - (8) 福島空港事務所長が指示した警備
 - (9) 福島空港事務所長が特に必要と認め指示した事項
- 5 駐在場所 消防車庫及び福島空港事務所長が指示した場所
- 6 費用の負担
 - (1) 委託者負担
 - ア 光熱水費

- イ 車両（県有車両）の維持点検・整備費
 - ウ 消防車両の燃料費
 - エ 医療資機材搬送車の燃料費
 - オ その他、庁舎・業務等に必要と認める費用
- (2) 受託者負担
- ア 防火服に係る費用（一部）
 - イ その他の備品、消耗品等に係る費用
 - ウ その他、隊員等資質向上に関する費用

7 貸与品

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 化学消防車 | 3 台 |
| (2) 医療搬送車 | 1 台 |
| (3) 給水車（8, 0 0 0 L 級） | 1 台 |
| (4) 上記車両に係る装備品及び付属品 | 1 式 |
| (5) 事務用机及び椅子 | 1 式 |
| (6) 無線機（携帯用 3 台・車載用 8 台） | 1 1 台 |
- （携帯用赤 1 台・青 2 台、車載用赤 3 台・青 5 台）

8 その他

- (1) 人員の配置にあたっては、消防業務並びに航空法等関係法令を熟知し、年齢的に業務に耐えうる体力を有する者をあてるものとし、責任者を 1 名定めることとする。
- (2) 常勤 6 名のうち 2 名以上は、空港消防経験年数 3 年以上の者を配置する。なお、国が実施している空港保安防災訓練に参加する者がいる場合、その期間はこの条件を免除する。

福島空港警備業務委託仕様書(案)

- 1 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 2 業務時間 【昼間】午前8時00分から午後8時15分まで
施設警備業務1級検定合格警備員を1名と、施設警備業務1級検定又は2級検定合格者1名の計2名配置。
【夜間】午後8時00分から翌朝午前8時15分まで
(夜間の仮眠時間は原則として、午前1時から3時まで)
施設警備業務1級検定合格警備員を1名と、施設警備業務1級検定又は2級検定合格者1名の計2名配置。
※なお、配置警備員は警備業務を主とし、緊急時及び訓練時は消防業務にもあたるものとする。
- 3 業務内容
 - (1) 巡回警備
 - ア 業務の内容
 - (a) 立入制限区域内の違反の有無と許可表示の有無の確認
 - (b) 空港内県有建物及び施設の巡視
 - (c) 不審者、禁止行為違反者の排除
 - (d) 火災及び犯罪等の予防
 - イ 巡回時間、対象等
別記「福島空港巡回警備対象箇所」のとおり
 - (2) 緊急事態発生時の措置
建物・施設の異状、災害、事故、犯罪等が発生した場合の関係機関への連絡・処理
 - (3) 空港入口及び制限区域ゲートの門扉の開閉
 - (4) 冬季間における滑走路、誘導路及びエプロンの積雪・氷結の観測、福島空港事務所職員への連絡
 - (5) その他
福島空港事務所長が特に必要と認め指示した事項
- 5 費用の負担
 - (1) 光熱水費は委託者が負担
 - (2) 警備用機材、その他の備品、消耗品等に係る費用は、受託者が負担
- 6 貸与品
 - (1) 無線機(携帯用1台) 1台(青)
 - (2) 事務用机及び椅子 一式
- 7 その他
人員の配置にあたっては、警備業務並びに航空法等関係法令を熟知し、普通自動車免

許を有する者をあてるものとし、昼間における消防業務の警備を主たる業務とする者を含め、日毎責任者を1名定める。

なお、実施事業者に変更があった場合、福島空港駐車場入口（4箇所）案内板（コールセンターの連絡先（電話）及び事業者名）を速やかに表示するものとする。

福島空港巡回警備対象箇所

区分	対象箇所	巡回時間等		
		日中警備	夜間警備	
		午前3回、午後4回 (※原則、不定時に実施)	午前0時	午後10時 及び不定時に1回
制限区域外	入口の門扉	○	○	○
	境界柵	○	○	○
	敷地内道路	○		○
	駐車場	○		○
制限区域内	電源局舎	○	○	○
	飛行場灯台	○	○	○
	ターミナルビル 各出入口扉	○	○	○
	GSE車両置場	○	○	○
	除雪車庫	○	○	○
	書庫	○	○	○
	資材庫	○	○	○
	ヘリパット	○	○	○
	場周道路	○	○	○
	場周柵	○	○	○
	場周柵門扉	○	○	○
エプロン	○	○	○	

福島空港警備業務（機械警備）委託仕様書（案）

- 1 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 2 業務時間 午後 1 0 時 0 0 分から翌朝 5 時 3 0 分まで
- 3 警備対象物件 福島空港駐車場
- 4 警備方法 機械センサーによる警備システム
- 5 警備システムの仕様（各機関の役割等）
 - (1) 警備装置
 - ア) 警備対象で発生した異常事態を監視センター等警報受信機関へ自動的に通報する。
 - イ) 本件警備の範囲等に別紙による
 - (2) 監視センター等
警備装置を常時監視し、警報受信の際は機動隊等に連絡し現場への出動等を行う。
 - (3) 機動隊
監視センター等から連絡があった場合には、速やかに警報発信現場に向かい、状況の確認、障害の除去、復旧確認等を行う。なお、夜間警備員とも連絡を密にすること。
 - (4) 警報受信時の対応
監視センター等からの指示を受け、夜間警備員又は機動隊員が対応する。なお、その際は相互に連携をとり、対応にあたること。
- 6 業務内容
 - (1) 警備対象物件への不法侵入等異常事態の感知、把握
 - (2) 異常事態認知時の関係機関への連絡・通報
 - (3) 異常事態発生の原因の把握、障害の除去、復旧確認等警備実施状況の報告
 - (4) その他 福島空港事務所長が特に必要と認めた事項
- 7 費用の負担
機械センサー等警備用機材、その他の資器材、消耗品等に係る費用は、受託者が負担するものとする。
- 8 その他
人員の配置にあたっては、警備業務並びに関係法令を熟知した者をあてること。
また、委託期間、業務時間等に変更が生じる場合には、別途通知するものとする。
なお、受託事業者に変更があった場合には、機械センサー等の警備用機材は委託期間に稼働できるよう、新旧受託者間で協議すること。

